

※詳しくは☎に問い合わせください。

Hot Topics



「荒尾干潟」の ロゴマーク が決定！

9月28日まで実施していた「荒尾干潟ロゴマーク」デザイン募集については、海外からも含め、たくさんの応募がありました。

厳正なる選考の結果、荒尾干潟のロゴマークが決定しました。今後、荒尾干潟をPRしていく際にロゴマークを活用していきます。

☎環境保全課環境企画調査係
☎63-1386

応募作品数 640点
最優秀賞 松尾高明さん

●ロゴマークの説明

外側の大きな丸は地球を表し、その輪は干潟での生態系の循環サイクルの流れも表しています。市の鳥「シロチドリ」を、渡り鳥、生き物の象徴として中央に配置し、背景には干潟を表現し、小さな丸は太陽で有明海の夕陽を表現しています。

住宅の耐震化を支援します

☎建築住宅課建築営繕係
☎63-1498

市内にある建築物の耐震化に係る費用を補助します。

●相談・受付期間 12月3日(月)～
(募集件数に達し次第終了)

◆市が補助する耐震化支援事業

事業内容	補助率	補助上限額
①耐震診断(精密診断)	2/3	88,000円
②耐震改修設計	2/3	20万円
③耐震改修工事	1/2	60万円
④耐震建替え工事	23%	60万円
⑤耐震シェルター工事	1/2	20万円
⑥耐震改修設計+耐震改修工事	4/5	100万円
⑦耐震建替え設計+耐震建替え工事	4/5	100万円

◆県が補助する耐震診断

事業内容	診断料
耐震診断(一般診断)	図面がある場合 5,500円
	図面がない場合 1万9,000円

●対象となる住宅

◎昭和56年5月31日以前に建築された戸建木造住宅

◎昭和56年6月以降に工事着手し、熊本地震により被害(一部損壊以上)を受けた住宅。(①精密診断は補助対象外)

※②～⑦に関しては、耐震診断の結果倒壊の危険性があると判断された住宅

※耐震設計と耐震工事をする場合、最大80万円の補助でしたが、補助メニューの追加により最大100万円の補助へ拡大しています。

※対象要件については、他にも条件があります。また、種類によって次年度に補助となるものもありますので、詳しくはご相談ください。

年末・年始のごみ・し尿収集のお知らせ

☎リレーセンター東宮内 ☎62-0647
☎環境保全課 ☎63-1370

ごみ	収集地区	12月 (最後の収集)		1月 (最初の収集)	
		燃える	燃えない	燃える	燃えない
み	月・木曜地区 荒尾・万田・井手川・有明・平井・緑ヶ丘	30日(日)	29日(土)	5日(土)	30日(水)
	火・金曜地区 万田中央・中央・桜山・八幡・府本・清里	28日(金)	26日(水)	4日(金)	9日(水)
施設への持ち込み	リレーセンター東宮内 (燃えるごみ・粗大ごみ)	(年末)12月30日(日) 午後3時まで (年始)1月4日(金) 午後3時まで ※12月31日(月)～1月3日(水)はお休みします。			
	金山最終処分場 (燃えないごみ)	(年末)12月30日(日) 午後3時まで (年始)1月4日(金) 午後3時まで ※12月31日(月)～1月3日(水)はお休みします。			
	荒尾リサイクル (リサイクル物)	(年末)12月29日(土) 午後4時30分まで (年始)1月4日(金) 午後4時30分まで ※12月30日(日)～1月3日(水)はお休みします。			
し尿	年末	12月29日(土)と30日(日)は収集します。			
	年始	1月4日(金)から通常通り定期収集します。			
※12月30日(日)収集分は1月収集地区の振替収集です。くみ取り料は2月に請求します。 ※年末年始の受け付けはお休みします。定期収集以外の臨時くみ取りを12月29日(土)・30日(日)に希望する人は12月28日(金)までにご連絡ください。 ※12月31日(月)～1月3日(水)はお休みします。					

※ごみについてはリレーセンター東宮内、し尿については環境保全課に問い合わせください。

身に覚えのない料金請求…それって詐欺かも！

～大牟田市・南関町・長洲町でも相談できます。ぜひご利用ください～

☎消費生活センター
☎63-1173

■相談事例

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたはがきが届きました。連絡が無い場合は給与や財産を差し押さえると書いてあり、差出人は「法務省管轄支局日本民事訴訟管理センター」で、東京の住所・電話番号が書いてあります。取り下げ最終期日ははがきが届いてから2日後の日付になっているので、内容はよく分からないけど、早く連絡をした方がいいのでしょうか？

■消費生活センターからの助言

昨年から全国的に流行っている架空請求のはがきです。法務省に管轄支局はありません。絶対に連絡をしないでください。本市でもこれまで100件近く相談を受けています。文中には「訴訟」や「差し押さえ」などの記載があり、不安になる人も多いですが、本当に裁判を起こされる場合は何の費用が未納なのかははっきりと書いてあります。また、初めて届くのに「最終告知」、「取り下げ最終期日」などを書いてあるのはおかしいですよ。

はがきだけでなく、最近は封書でも届くようになりました。本物の裁判所からの通知は特別送達と書かれ、郵便受けではなく本人に手渡されます。決して電話をかけたりせず無視してください。それでも不安に思うときは、荒尾市消費生活センターはもちろん、大牟田市、南関町、長洲町の相談しやすい窓口にお気軽にご相談ください。

大牟田市消費生活センター (大牟田市役所内) 相談日時：月～金 午前9時30分～午後4時 ☎0944-41-2623	荒尾市消費生活センター (荒尾市役所内) 相談日時：月・火・水・金 午前10時～午後4時 ☎63-1173
南関町消費生活相談窓口 (南関町役場内) 相談日時：木 午前9時～午後4時 ☎57-8500	長洲町消費生活相談窓口 (長洲町役場内) 相談日時：木 午前10時～午後4時 ☎78-3113